１２月９日（金）～知事記者会見用
（配付資料）

北電プルサーマル計画に係る意見募集の際の不適切な発言に係る対応等について

道としては、公正・中立な立場から調査・検証していただいた第三者検証委員会の結論を重く受け止め、受け入れることとしたところであり、以下のとおり、道の責任を明らかにするとともに、改善策を講じ、道民の皆様の信頼確保に努めます。

〈第三者検証委員会の報告概要〉

○当時の担当課長の発言は、北海道行政基本条例の定める行政運営の基本理念等に反し、不適切。
○しかし、計画的・組織的かつ周到に行われたものではなく、道としての組織的な関与はなかった。
○当該発言が、有識者検討会議の検討や結果、道知事及び地元４町村長の事前了解の可否の判断に影響を及ぼした事実は認められない。

１　関係職員の処分

（１）被処分者
当時の担当課長（現　釧路総合振興局長）　「厳重注意」

（２）処分等の日
平成２３年１２月９日（金）

２　知事の給与の減額

（１）減額の理由

北電泊発電所のプルサーマル計画に関する意見募集に関わって行った職員の発言は、北海道行政基本条例に定める行政運営の基本理念等に反し、不適切であったことに鑑み、知事として、幹部職員の管理監督に関する責任を明らかにする。

（２）減額の内容

「北海道知事等の給与等に関する条例」において給料の一部を減額
１／１０減額　１月
※平成24年１月分の給料の減額割合を上積み（現行▲２５％→▲３５％）

３　改善策

管理職員などに対し、公正の確保、透明性の向上など、適切な行政運営の推進について徹底を図るため、次の改善策を実施。

（１）適正な行政運営の確保について（総務部長通達）の発出
（２）「臨時部長会議」の開催など、各種会議を通じた周知の徹底
（３）管理職員などを対象とした研修などを実施
（４）原子力に関するシンポジウム開催などに当たっては、国の「原子力発電に係るシンポジウム等の運営に係る行動規範」を参考とし、適切に対応

【担　当】
総務部人事局人事課服務グループ　北村主幹　０１１－２０４－５０２７
（内線２２－１５６）